

平成三十一年度に開設しようとする大学の学部、短期大学の学科若しくは私立の大学の学部の学科の設置又は大学若しくは短期大学の収容定員増の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の特例を定める件 概要

**(1) 平成31年度に開設しようとする①大学の学部・学科、②短期大学の学科の設置の認可の申請の場合**

東京都の特別区に所在する①大学の学部・学科、②短期大学の学科の設置でないこと。ただし、次の場合は除く。

- ① 設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成29年9月30日までに申請についての意思の決定がなされたことを証する書類を公表している場合
- ② 夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ③ 授業の半数以上を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）以外で行う（例えば、1・2年生時は東京で履修し、3・4年生時は地方で履修する）学部・学科を設置する場合
- ④ 東京都の特別区内の定員の範囲内で、既存の学部等の改廃により、新たな学部・学科を設置する場合

**(2) 平成31年度に開設しようとする大学・短期大学の収容定員増の認可の申請の場合**

東京都の特別区に所在する大学・短期大学の収容定員増でないこと。ただし、次の場合は除く。

- ① 収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成29年9月30日までに申請についての意思の決定がなされたことを証する書類を公表している場合
- ② 夜間学部・通信教育を行う収容定員増の場合
- ③ 授業の半数以上を1都3県以外で行う（例えば、1・2年生時は東京で履修し、3・4年生時は地方で履修する）収容定員増の場合
- ④ 1都3県内で履修する学生数を増加させない収容定員増の場合
- ⑤ 東京都の特別区内の定員の範囲内で、既存の学部等の改廃による収容定員増の場合
- ⑥ 地域の医師確保のため（いわゆる医学部の地域枠）の臨時定員増の場合
- ⑦ 外国人留学生・社会人である学生を増加させる収容定員増の場合

**(3) 施行期日**

- ・ 公布日（平成30年2月23日）施行